



佐賀県公報

平成17年
3月1日
(火曜日)
号 外

(◎印は、県例規集に登録するもの)

目次

規則

◎公平委員会の事務の受託に伴う知事の権限に属する事務の委任に
関する規則の一部を改正する規則 (九・市町村課) 一

告示

◎指定水防管理団体の指定の一部改正 (八七・河川砂防課) 二

◎車両制限令に定める道路の指定 (八八・道路課) 二

◎車両制限令に基づく通行する車両の高さの最高限度が四・一メー
トルである道路の指定及び通行方法の決定 (八九・市町村課) 二

◎町の区域の設定 (九〇・市町村課) 三

◎字の名称の変更 (九一・市町村課) 三

◎小城市及びみやき町における公平事務の受託 (九二・市町村課) 四

公告

◎平成十七年度前期技能検定試験の実施 (労働課) 五

◎平成十七年度随時技能検定試験の実施 (労働課) 一〇

◎平成十七年二級建築士試験及び木造建築士試験の実施 (建築住宅課) 二三

公布された規則のあらまし

◎公平委員会の事務の受託に伴う知事の権限に属する事務の委任に関する規則
の一部を改正する規則 (規則第九号)

1 小城市及びみやき町の公平委員会の事務の受託に伴う佐賀県知事の権限に
属する事務を、佐賀県人事委員会に委任することとした。

2 この規則は、公布の日から施行することとした。

規則

公平委員会の事務の受託に伴う知事の権限に属する事務の委任に関する規則
の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十七年三月一日

佐賀県知事 古川 康

●佐賀県規則第九号

公平委員会の事務の受託に伴う知事の権限に属する事務の委任に
関する規則の一部を改正する規則

公平委員会の事務の受託に伴う知事の権限に属する事務の委任に関する規則
(昭和三十四年佐賀県規則第三十六号)の一部を次のように改正する。

第十八号から第二十号までを削り、第二十一号を第十八号とし、第二十二号
から第二十五号までを削り、第二十六号を第十九号とし、第二十七号から第三
十八号までを七号ずつ繰り上げ、第三十九号を削り、第四十号を第三十二号と
し、第四十一号から第七十一号までを八号ずつ繰り上げ、本則に次の二号を加
える。

六十四 小城市と佐賀県との間の公平委員会の事務の委託に関する規約(平成
十七年佐賀県告示第九十二号)第三条第二項、第五条及び第六条に定める事
務

六十五 みやき町と佐賀県との間の公平委員会の事務の委託に関する規約(平
成十七年佐賀県告示第九十二号)第三条第二項、第五条及び第六条に定める
事務

附則

この規則は、公布の日から施行する。

○ 告 示

●佐賀県告示第八十七号

指定水防管理団体の指定(昭和四十三年佐賀県告示第百三十一号)の一部を次のように改正する。

平成十七年三月一日

佐賀県知事 古 川 康

「鹿島市」の下に、「小城市」を加え、「北茂安町、三根町、上峰村、小城市、三日月村、牛津町、芦刈町、浜玉町、厳木町、相知町、北波多村」を「上峰町、みやき町」に改め、「福富町、有明町」を削る。

●佐賀県告示第八十八号

車両制限令(昭和三十六年政令第二百六十五号)第三条第一項第二号イの規定に基づき、車両の長さ及び軸距に応じて定める値が最大二十五トンである道路を、次のとおり指定する。

平成十七年三月一日

佐賀県知事 古 川 康

一 指定する道路の路線名及び区間

路線名	区間
県道 嬉野塩田線	藤津郡嬉野町大字下宿字四本桜甲一七三四番三地先から藤津郡塩田町大字馬場下字裏甲一六八一番六地先まで
県道 佐賀川久保鳥栖線	神埼郡神埼町大字的字三本黒木二七〇番地先から神埼郡東脊振村大字三津字迎七五五番一〇地先まで 三養基郡上峰町大字堤字屋形原三〇八一番地先から 三養基郡上峰町大字堤字屋形原三三三九番一地先まで
県道 伊万里畑川内厳木線	唐津市厳木町浪瀬二〇三二番一地先から 唐津市厳木町簪木字村前六六番一地先まで

県道 中原三瀬線	三養基郡上峰町大字堤字屋形原三三三番一地先から三養基郡上峰町大字堤字四本谷一九五八番一地先まで
県道 薬師丸佐賀停車場線	佐賀市久保泉町大字上和泉字徳永一五号二一五〇番一 地先から 佐賀市兵庫町大字湊字二本松二七三六番一地先まで

二 指定する期日 平成十七年四月一日

●佐賀県告示第八十九号

車両制限令(昭和三十六年政令第二百六十五号)第三条第一項第三号の規定に基づき、通行する車両の高さの最高限度が四・一メートルである道路を次のとおり指定し、併せて、同令第十条第一項の規定に基づき、当該道路を通行する高さ三・八メートルを超え四・一メートル以下の車両の通行方法を次のとおり定め、平成十七年四月一日から適用する。

平成十七年三月一日

佐賀県知事 古 川 康

一 指定する道路の路線名及び区間

路線名	区間
一般国道二六四号	佐賀市巨勢町大字高尾二四三番一地先から神埼郡千代田町大字姉字五本松八〇〇番二地先まで 神埼郡千代田町大字詫田字二本松一六一番八地先から 神埼郡千代田町大字下板字東五ノ坪二〇二番一地先まで
一般国道三八五号	神埼郡千代田町大字迎島字七本松二六一四番一地先(県境)から 神埼郡千代田町大字迎島字七本松二六一四番一地先まで
県道 久留米基山筑紫野線	鳥栖市真木町字下川添一〇四八番一地先から 鳥栖市真木町字赤井手一九八七番六地先まで
県道 諸富西島線	佐賀郡諸富町大字諸富津字一本杉五二五二番二地先から 佐賀郡諸富町大字徳富字外新地六五七番四地先まで

県道 三瀬神埼線	神埼郡神埼町大字的宇三本黒木二七〇番地先から 神埼郡神埼町大字田道ヶ里字平八本松二四三三番二地先 まで
県道 市武諸富線	神埼郡千代田町大字柳島字十本柳一一一七番地先から 神埼郡千代田町大字渡瀬字古賀一一一番地先まで
県道 唐津港線	唐津市妙見町海岸通七一八一番二二地先から 唐津市西唐津三丁目六八三七番二地先まで
県道 江上光法停車場線	佐賀市北川副町大字江上字四本柳九〇六番一地先から 佐賀市北川副町大字光法字四本杉一二六一番三地先まで
県道 妙見満島線	唐津市東唐津四丁目三六番一地先から 唐津市妙見町海岸通七一八二番一八七地先まで
県道 大託間光法停車場線	佐賀郡諸富町大字為重字三重分四本杉十角一四三三番六 地先から 佐賀市北川副町大字光法字四本杉一四八〇番一地先まで

二 通行方法

一の道路を通行する高さが三・八メートルを超え四・一メートル以下の車両は、次の通行方法によらなければならない。

(一) 走行位置の指定

トンネル等の上空障害箇所では、車両又は車両に積載する貨物が建築限界を侵すおそれがあるので、車線からはみ出さないよう走行するとともに、道路に隣接する施設等に入り出すためやむを得ず車線からはみ出す場合は、標識、樹木等の上空障害物に接触しないよう十分に注意すること。

(二) 後方警戒措置

後方車両に対し十分な車間距離を取らせ、交通の危険を防止するため、横寸法〇・二三メートル以上、縦寸法〇・一二メートル以上（又は横寸法〇・一二メートル以上、縦寸法〇・二三メートル以上）の地が黒色の板等に黄色の反射塗装その他反射性を有する材料で「背高」と表示した標識を、車両の後方の見やすい箇所に掲げること。

(三) 道路情報の収集

道路の状況は、工事の実施等により変化することがあるので、あらかじめ道路情報を収集し、上空障害箇所のないことを確認のうえ走行すること。

●佐賀県告示第九十号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定により、小城市の区域内の町の区域を次のとおり新たに画する旨、小城市長職務執行者から届出があった。

平成十七年三月一日

佐賀県知事 古川 康

新たに画する町の名称 小城市	同上に編入する区域
小城市	旧小城市小城市の区域
三日月町	旧小城市三日月町の区域
牛津町	旧小城市牛津町の区域
芦刈町	旧小城市芦刈町の区域

●佐賀県告示第九十一号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定により、小城市の区域内の字の名称を次のとおり変更する旨、小城市長職務執行者から届出があった。

平成十七年三月一日

佐賀県知事 古川 康

変更後の字の名称 晴気	変更前の字の名称
晴気	大字晴気
畑田	大字畑田

岩蔵 <small>いわくら</small>	大字岩蔵
松尾 <small>まつお</small>	大字松尾
池上 <small>いけのうえ</small>	大字池上
栗原 <small>くりはら</small>	大字栗原
船田 <small>ふなだ</small>	大字船田
久米 <small>くみ</small>	大字久米
甲柳原 <small>こうりゅうはら</small>	大字甲柳原
石木 <small>いしき</small>	大字石木
織島 <small>おりしま</small>	大字織島
長神田 <small>ちようかんた</small>	大字長神田
道辺 <small>みちべ</small>	大字道辺
三ヶ島 <small>みかしま</small>	大字三ヶ島
堀江 <small>ほりえ</small>	大字堀江
金田 <small>かなだ</small>	大字金田
樋口 <small>ひぐち</small>	大字樋口
牛津 <small>うしづ</small>	大字牛津
柿樋瀬 <small>かきひせ</small>	大字柿樋瀬
乙柳 <small>おとやなぎ</small>	大字乙柳
勝 <small>かつ</small>	大字勝
上砥川 <small>かみとがわ</small>	大字上砥川
下砥川 <small>しもとがわ</small>	大字下砥川
浜枝川 <small>はまえだがわ</small>	大字浜枝川

三王崎 <small>みおうざき</small>	大字三王崎
芦溝 <small>あしぞ</small>	大字芦溝
下古賀 <small>しもこが</small>	大字下古賀
道免 <small>どうめ</small>	大字道免
永田 <small>ながた</small>	大字永田

●佐賀県告示第九十二号

地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第七条第四項の規定により、佐賀県は、一の市及び町の公平委員会の事務を二の規約の定めるところにより受託する。

平成十七年三月一日

佐賀県知事 古川 康

一 小城市

みやき町

二

(1) 小城市と佐賀県との間の公平委員会の事務の委託に関する規約

（関係地方公共団体及び委託事務の範囲）

第一条 地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第七条第四項の規定に基づき、小城市は、同法第八条第二項に規定する公平委員会の事務を佐賀県に委託する。

（委託事務の管理及び執行の方法）

第二条 佐賀県が前条の規定により委託を受けた事務（以下「委託事務」という。）の管理及び執行については、佐賀県人事委員会の定める規則その他の規程（以下「規則等」という。）の定めるところによるものとする。

（経費）

第三条 委託事務の管理及び執行に要する経費は佐賀県が支弁し、その費用は小城市が負担するものとする。

2 前項の費用の負担の範囲及び方法は、佐賀県知事と小城市長が協議して定める。

(規則等の制定改廃)

第四条 佐賀県は、委託事務の管理及び執行について適用される規則等を制定し、又は改廃したときは、直ちに当該規則等を小城市に通知し、小城市は、この通知を受けたときは直ちに当該規則等を告示するものとする。

(連絡会議)

第五条 佐賀県知事は、委託事務の処理について連絡調整を図るため必要と認める場合は、その都度連絡会議を開くことができる。

(その他必要な事項)

第六条 この規約に定めるもののほか、委託事務の処理に関し必要な事項は、佐賀県知事と小城市長が協議して定める。

附則

1 この規約は、公布の日から施行する。

2 小城市長は、この規約告示の際、あわせて委託事務に関する規則等が小城市に適用される旨及びこれらの規則等を告示するものとする。

(2) みやき町と佐賀県との間の公平委員会の事務の委託に関する規約

(関係地方公共団体及び委託事務の範囲)

第一条 地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第七条第四項の規定に基づき、みやき町は、同法第八条第二項に規定する公平委員会の事務を佐賀県に委託する。

(委託事務の管理及び執行の方法)

第二条 佐賀県が前条の規定により委託を受けた事務(以下「委託事務」という。)の管理及び執行については、佐賀県人事委員会の定める規則

その他の規程(以下「規則等」という。)の定めるところによるものとする。

(経費)

第三条 委託事務の管理及び執行に要する経費は佐賀県が支弁し、その費用はみやき町が負担するものとする。

2 前項の費用の負担の範囲及び方法は、佐賀県知事とみやき町長が協議して定める。

(規則等の制定改廃)

第四条 佐賀県は、委託事務の管理及び執行について適用される規則等を制定し、又は改廃したときは、直ちに当該規則等をみやき町に通知し、みやき町は、この通知を受けたときは直ちに当該規則等を告示するものとする。

(連絡会議)

第五条 佐賀県知事は、委託事務の処理について連絡調整を図るため必要と認める場合は、その都度連絡会議を開くことができる。

(その他必要な事項)

第六条 この規約に定めるもののほか、委託事務の処理に関し必要な事項は、佐賀県知事とみやき町長が協議して定める。

附則

1 この規約は、公布の日から施行する。

2 みやき町長は、この規約告示の際、あわせて委託事務に関する規則等がみやき町に適用される旨及びこれらの規則等を告示するものとする。

○ 公 告

職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)第46条第2項の規定により、平成17年度前期技能検定を次のとおり実施します。

平成17年3月1日

佐賀県知事 古 川 康

1 実施職種

(1) 1級及び2級

園芸装飾（室内園芸装飾作業）、造園（造園工事作業）、鋳造（鋳鉄鋳物鑄造作業）、金属熱処理（一般熱処理作業）、機械加工（普通旋盤作業、フライス盤作業、平面研削盤作業、円筒研削盤作業、数値制御旋盤作業、数値制御フライス盤作業、マシニングセンタ作業及び精密器具製作作業）、放電加工（ワイヤ放電加工作業）、金属プレス加工（金属プレス作業）、鉄工（製缶作業及び構造物鉄工作業）、建築板金（内外装板金作業及びダクト板金作業）、工場板金（曲げ板金作業及び打出し板金作業）、仕上げ（治工具仕上げ作業、金型仕上げ作業及び機械組立仕上げ作業）、電子機器組立て（電子機器組立て作業）、電気機器組立て（配電盤・制御盤組立て作業及び開閉制御器具組立て作業）、建設機械整備（建設機械整備作業）、婦人子供服製造（婦人子供注文服製作作業）、家具製作（家具手加工作業）、建具製作（木製建具手加工作業）、プラスチック成形（射出成形作業）、陶磁器製造（手ろくろ成形作業）、とび（とび作業）、左官（左官作業）、タイル張り（タイル張り作業）、量製作（量製作作業）、防水施工（ウレタンゴム系塗膜防水工事作業、アクリルゴム系塗膜防水工事作業、シーリング防水工事作業及びFRP防水工事作業）、内装仕上げ施工（プラスチック系床仕上げ工事作業、カーペット系床仕上げ工事作業、鋼製下地工事作業及びボード仕上げ工事作業）、熱絶縁施工（保温保冷工事作業及び吹付け硬質ウレタンフォーム断熱工事作業）、サッシ施工（ビル用サッシ施工作業）、表装（表具作業及び壁装作業）、塗装（木工塗装作業、建築塗装作業、金属塗装作業及び噴霧塗装作業）、広告美術仕上げ（広告面ペイント仕上げ作業）及びフラワー装飾（フラワー装飾作業）

(2) 3級

園芸装飾（室内園芸装飾作業）、造園（造園工事作業）、金属熱処理（一般熱処理作業）、機械加工（普通旋盤作業、フライス盤作業、平面研削盤作業、数値制御旋盤作業及びマシニングセンタ作業）、仕上げ（機械組立仕上げ作業）、機械保全（機械系保全作業及び電気系保全作業）、電子機器組立て（電子機器組立て作業）、とび（とび作業）、内装仕上げ施工（プラスチック系床仕上げ工事作業、鋼製下地工事作業及びボード仕上げ工事作業）及びフラワー装飾（フラワー装飾作業）

(3) 級の区分のないもの（以下「単一等級」という。）
路面標示施工（溶融ペイントハンドペーパーカー工事作業）、塗料調色（調色作業）及び産業洗浄（高压洗浄作業）

2 試験の方法

技能検定は、実技試験及び学科試験（以下「技能検定試験」という。）によって行います。

3 技能検定試験の手数料、実施期日、実施場所等

(1) 実技試験

ア 手数料

(イ) 1級及び2級

検 定 職 種	実 技 試 験 の 試 験 科 目	金額(円)
園 芸 装 飾	室内園芸装飾作業	15,700
造 園	造園工事作業	15,700
鋳 造	鋳鉄鋳物鑄造作業	15,700
金 属 熱 処 理	一般熱処理作業	15,700
機 械 加 工	普通旋盤作業	15,700
	フライス盤作業	15,700
	平面研削盤作業	15,700
	円筒研削盤作業	15,700
	数値制御旋盤作業	15,700
	数値制御フライス盤作業	15,700

電子機器組立て 電気機器組立て	電子機器組立て 電子機器組立て作業 配電盤・制御盤組立て作業 開閉制御器具組立て作業 建設機械整備作業 婦人子供服製造 家具製作用 木製建具手加工作業 射出成形作業	15,700 15,700 15,700 15,700 15,700 13,000 15,700 15,700 15,700	ワニングセンター作業 精密器具製作用業 クイヤ放電加工作業 金属プレス作業 製缶作業 構造物鉄工作業 内外装板金作業 ダクト板金作業 曲げ板金作業 打出し板金作業 治工具仕上げ作業 金型仕上げ作業 機械組立仕上げ作業 電子機器組立て作業	放電加工 金属プレス加工 鉄 建築板金 工場板金 仕上げ
陶磁器製造 とび 左官 タイル張り 製 防	手ろくろ成形作業 とび作業 左官作業 タイル張り作業 畳製作作業 ウレタンゴム系塗膜防水工事作業 アクリルゴム系塗膜防水工事作業 シーリング防水工事作業 FRP防水工事作業 プラスチック系床仕上げ工事作業	15,700 15,700 15,700 15,700 15,700 15,700 15,700 15,700 15,700 15,700	ワニングセンター作業 精密器具製作用業 クイヤ放電加工作業 金属プレス作業 製缶作業 構造物鉄工作業 内外装板金作業 ダクト板金作業 曲げ板金作業 打出し板金作業 治工具仕上げ作業 金型仕上げ作業 機械組立仕上げ作業 電子機器組立て作業	内装仕上げ施工
絶縁施工 カッシ施工 表装 塗装	カーペット系床仕上げ工事作業 鋼製下地工事作業 ボード仕上げ工事作業 保温保冷工事作業 吹付け硬質ウレタンフォーム断熱工事作業 ビル用カッシ施工作業 表具作業 壁装作業 木工塗装作業 建築塗装作業 金属塗装作業 噴霧塗装作業 広告面ペイント仕上げ作業 フラワー装飾作業	15,700 15,700 15,700 15,700 15,700 15,700 15,700 15,700 15,700 15,700 15,700 15,700	熱絶縁施工 カッシ施工 表装 塗装	仕上げ 機械保全
検定職種 芸装飾 造園 金属熱処理 機械加工	室内園芸装飾作業 造園工事作業 一般熱処理作業 普通旋盤作業 フライス盤作業 平面研削盤作業 数値制御旋盤作業 ワニングセンター作業 機械組立仕上げ作業 機械系保全作業 電気系保全作業 電子機器組立て作業 とび作業 プラスチック系床仕上げ工事作業	15,700 15,700 15,700 15,700 15,700 15,700 15,700 15,700 15,700 15,700 15,700 15,700	カッシ施工 表装 塗装	内装仕上げ施工

(イ) 3級(高等学校等の在校生を除く。)

鋼製下地工事作業 ボード仕上げ工事作業	15,700
フラワー装飾 フラワー装飾作業	15,700

(ウ) 3級(高等学校等の在校生に限る。)

検 定 職 種	実 技 試 験 の 試 験 科 目	金額(円)
園 芸 装 飾 園 造	室内園芸装飾作業 造園工事作業	10,500 10,500
金 属 熱 処 理 機 械 加 工	一般熱処理作業 普通旋盤作業	10,500 10,500
	フラインス盤作業 平面研削盤作業 数値制御旋盤作業	10,500 10,500 10,500
	マシニングセンタ作業 機械組立仕上げ作業	10,500 10,500
仕 上 げ 機 械 保 全	機械系保全作業 電気系保全作業	10,500 10,500
	電子機器組立て とび作業	10,500 10,500
	内装仕上げ施工 鋼製下地工事作業 ボード仕上げ工事作業 フラワー装飾作業	10,500 10,500 10,500 10,500

(エ) 単一等級

検 定 職 種	実 技 試 験 の 試 験 科 目	金額(円)
路 面 標 示 施 工 塗 料 調 色 産 業 洗 浄	溶融ペイントハンドペーパー工事作業 調色作業 高圧洗浄作業	15,700 15,700 15,700

イ 実施期日

実技試験は、平成17年6月13日(月曜日)から平成17年9月11日(日曜日)までの間において、佐賀県職業能力開発協会が別に指定する日に行います。

ウ 実施場所

実技試験の実施場所は、別途佐賀県職業能力開発協会から通知します。

エ 問題の公表

実技試験の問題は、あらかじめ平成17年6月6日(月曜日)に佐賀県職業能力開発協会において掲示します。ただし、一部の職種については、公表しません。

(2) 学科試験

ア 手数料 3,100円

イ 実施期日

(ウ) 1級及び2級

検 定 職 種	実 施 期 日
造園 金属熱処理 金属プレス加工 プラスチック成形 とび 防水施工 サッシ施工 塗装	平成17年8月21日(日曜日)
園芸装飾 機械加工 鉄工 電子機器組立て 建設機械整備 婦人子供服製造 家具製作 建具製作 左官 畳製作 内装仕上げ施工 広告美術仕上げ	平成17年8月28日(日曜日)
鋳造 放電加工 建築板金 工場板金 仕上げ 電気機器組立て 陶磁器製造 タオル張り 熱絶縁施工 表装 フラワー装飾	平成17年9月4日(日曜日)

(イ) 3級

検 定 職 種	実 施 期 日
園芸装飾 造園 機械加工 仕上げ 機械保全 とび 電子機器組立て 内装仕上げ施工 フラワー装飾	平成17年7月31日(日曜日)
金属熱処理	平成17年8月21日(日曜日)

(ウ) 単一等級

検 定 職 種	実 施 期 日
産業洗浄	平成17年8月21日(日曜日)
路面標示施工 塗料調色	平成17年9月4日(日曜日)

ウ 実施場所
 学科試験の実施場所は、別途佐賀県職業能力開発協会から通知します。

4 受検申請の手続

- (1) 提出書類
 - ア 技能検定受検申請書(以下「申請書」という。)
 - イ 実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、その資格を証する書面
- (2) 提出先
 佐賀県職業能力開発協会
 郵便番号840-0814 佐賀市成章町1番15号 電話0952-24-6408
- (3) 受付期間
 平成17年4月4日(月曜日)から平成17年4月15日(金曜日)まで。ただし、土曜日及び日曜日は除きます。
- (4) 受検申請に関する注意
 - ア 申請書の用紙は、佐賀県職業能力開発協会で配布します。
 なお、申請書の用紙の郵送を求める場合は、封筒の表に「技能検定受

検申請書請求」と朱書きし、返信用封筒(あて先を記入し、90円切手をはったもの)を同封してください。

イ 申請書を郵送する場合は、書留郵便とし、封筒の表に「技能検定受検申請書在中」と朱書きしてください。

なお、試験の免除を受けようとするときは、その資格を証する書面を同封してください。

5 手数料の納付方法

実技試験の手数料及び学科試験の手数料は、現金で申請書に添えて納付してください。ただし、実技試験又は学科試験が免除される場合は、当該試験に係る手数料の納付を要しません。

なお、受検申請を受け付けた後は、申請を取り消した場合又は試験を受けなかった場合でも手数料は返還しません。

6 合格の発表等

(1) 合格通知

技能検定合格者については、県からその旨を通知し、実技試験又は学科試験のいずれか一方のみに合格した者については、佐賀県職業能力開発協会から書面でその旨を通知します。また、3級職種(金属熱処理を除く。)技能検定合格者の氏名は平成17年8月30日(火曜日)付けの、それ以外の等級・職種の技能検定合格者の氏名は平成17年10月4日(火曜日)付けの佐賀県公報で公告します。

(2) 技能検定合格証書の交付

1級及び単一等級の技能検定の合格者には厚生労働大臣から、2級及び3級の技能検定の合格者には知事から合格証書が交付されるほか、厚生労働大臣から技能検定の合格者に技能士章が交付されます。

7 その他

技能検定について不明な点は、佐賀県農林水産商工本部労働課(郵便番号840-8570 佐賀市内一丁目1番59号 電話0952-25-7101)又は佐賀県

職業能力開発協会（郵便番号840-0814 佐賀市成章町1番15号 電話0952-24-6408）に問い合わせてください。

職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第46条第2項の規定により、平成17年度随時技能検定を次のとおり実施します。

平成17年3月1日

佐賀県知事 古川 康

母 考

1 実施職種
随時実施 3級、基礎1級及び基礎2級

さく井（パーカッション式さく井工事作業及びロータリー式さく井工事作業）、鋳造（鋳鉄鋳物鑄造作業、銅合金鋳物鑄造作業及び軽合金鋳物鑄造作業）、鍛造（ハンマ型鍛造作業及びプレス型鍛造作業）、機械加工（普通旋盤作業及びフライス盤作業）、金属プレス加工（金属プレス作業）、鉄工（構造物鉄工作業）、建築板金（ダクト板金作業）、工場板金（機械板金作業）、めっき（電気めっき作業及び溶融亜鉛めっき作業）、アルミニウム陽極酸化処理（陽極酸化処理作業）、仕上げ（治工具仕上げ作業、金型仕上げ作業及び機械組立仕上げ作業）、機械検査（機械検査作業）、ダイカスト（ホットチャンネルダイカスト作業及びビュールドチャンネルダイカスト作業）、機械保全（機械系保全作業）、電子機器組立て（電子機器組立て作業）、電気機器組立て（回転電機組立て作業、変圧器組立て作業、配電盤・制御盤組立て作業、開閉制御器具組立て作業及び回転電機巻線製作作業）、プリント配線板製造（プリント配線板設計作業及びプリント配線板製造作業）、冷凍空気調和機器施工（冷凍空気調和機器施工作業）、染色（糸浸染作業）、ニット製品製造（丸編みニット製造作業及び靴下製造作業）、婦人子供服製造（婦人子供既製服製造作業）、紳士服製造（紳士既製服製造作業）、寝具製作（寝具製作作業）、帆布製品製造（帆布製品製造作業）、布はく縫製（ワイシャツ製造作業）、家具製作（家具手加工作業）、建具製作（木製建具手

加工作業）、印刷（オフセット印刷作業）、製本（書籍製本作業、雑誌製本作業及び商業印刷物製本作業）、プラスチック成形（圧縮成形作業、射出成形作業及びインフレーション成形作業）、強化プラスチック成形（手積み積層成形作業）、石材施工（石材加工作業及び石張り作業）、ハム・ソーセージ・ベーコン製造（ハム・ソーセージ・ベーコン製造作業）、水産練り製品製造（かまぼこ製品製造作業）、建築大工（大工工事作業）、かわらぶき（かわらぶき作業）、とび（とび作業）、左官（左官作業）、タイル張り（タイル張り作業）、配管（建築配管作業及びプラント配管作業）、型枠施工（型枠工事作業）、鉄筋施工（鉄筋組立て作業）、コンクリート圧送施工（コンクリート圧送工事作業）、防水施工（シーリング防水工事作業）、内装仕上げ施工（プラスチック系床仕上げ工事作業、カーペット系床仕上げ工事作業、鋼製下地工事作業、ボード仕上げ工事作業及びカーテン工事作業）、熱絶縁施工（保温保冷工事作業）、サッシ施工（ビル用サッシ施工作業）、ウエルポイント施工（ウエルポイント工事作業）、表装（壁装作業）、塗装（建築塗装作業、金属塗装作業、鋼橋塗装作業及び噴霧塗装作業）及び工業包装（工業包装作業）

なお、3級の試験については、受検しようとする職種に係る基礎1級又は基礎2級に合格した者に限り受けることができるものとする。

2 試験の方法

技能検定は、実技試験及び学科試験（以下「技能検定試験」という。）により行います。

3 技能検定試験の手数料、実施期日、実施場所等

(1) 実技試験
ア 手数料

検 定 職 種	実 技 試 験 の 試 験 科 目	金額(円)
さ く 井	パーカッション式さく井工事作業 ロータリー式さく井工事作業	15,700 15,700

鋳造	鋳鉄鋳物鋳造作業 銅合金鋳物鋳造作業 軽合金鋳物鋳造作業	15,700 15,700 15,700		染色	糸浸染作業 丸編みニット製造作業 靴下製造作業	15,700 15,700 15,700
鍛造	ハンマ型鍛造作業 プレス型鍛造作業	15,700 15,700		ニット製品製造	婦人子供既製服製造作業 紳士既製服製造作業 寝具製作作業	13,000 15,700 15,700
機械加工	普通旋盤作業 フラインス盤作業 金属プレス作業 構造物鉄工作業	15,700 15,700 15,700 15,700		寝具製品製造	帆布製品製造作業 ワイシヤツ製造作業 家具手加工作業	15,700 15,700 15,700
金属プレス加工	構造物鉄工作業 ダクト板金作業 機械板金作業	15,700 15,700 15,700		家具製作	木製建具手加工作業 オフセット印刷作業 書籍製本作業	15,700 15,700 15,700
工場板金	電気めつき作業 溶融亜鉛めつき作業 陽極酸化処理作業	15,700 15,700 15,700		印刷	雑誌製本作業 商業印刷物製本作業 圧縮成形作業	15,700 15,700 15,700
アルミニウム陽極酸化処理	治工具仕上げ作業 金型仕上げ作業 機械組立仕上げ作業 機械検査作業	15,700 15,700 15,700 13,000		プラスチック成形	射出成形作業 インフレーション成形作業 手積み積層成形作業	15,700 15,700 15,700
仕上げ	金型仕上げ作業 機械組立仕上げ作業 機械検査作業	15,700 15,700 13,000		強化プラスチック成形	石材加工作業 石張り作業	15,700 15,700
機械検査	ホットチャンバダイカスト作業 コールドチャンバダイカスト作業 機械系保全作業	15,700 15,700 15,700		石材施工	石材加工作業 石張り作業	15,700 15,700
ダイカスト	ホットチャンバダイカスト作業 コールドチャンバダイカスト作業 機械系保全作業	15,700 15,700 15,700		ハム・ソーセージ・ベーコン製造	ハム・ソーセージ・ベーコン製造作業	15,700
機械保全	電子機器組立て作業 回転電機組立て作業 変圧器組立て作業	15,700 15,700 15,700		水産練り製品製造	かまぼこ製品製造作業	15,700
電子機器組立て	電子機器組立て作業 回転電機組立て作業 変圧器組立て作業	15,700 15,700 15,700		建築大工	大工工事作業 かわらぶき作業	15,700 15,700
電気機器組立て	回転電機組立て作業 変圧器組立て作業 配電盤・制御盤組立て作業	15,700 15,700 15,700		建築大工	大工工事作業 かわらぶき作業	15,700 15,700
プリント配線板製造	プリント配線板設計作業 プリント配線板製造作業 冷凍空気調和機器施工	15,700 15,700 15,700		左官	左官作業 タイル張り作業	15,700 15,700
冷凍空気調和機器施工	プリント配線板設計作業 プリント配線板製造作業 冷凍空気調和機器施工	15,700 15,700 15,700		建築配管	タイル張り作業 建築配管作業	15,700 15,700

型枠施工工	型枠工事作業	15,700
鉄筋施工工	鉄筋組立て作業	15,700
コンクリート圧送施工	コンクリート圧送工事作業	15,700
防水施工工	シーリング防水工事作業	15,700
内装仕上げ施工	プラスチック系床仕上げ工事作業	15,700
	カーペット系床仕上げ工事作業	15,700
	鋼製下地工事作業	15,700
	ボード仕上げ工事作業	15,700
	カーテン工事作業	15,700
熱絶縁施工工	保温保冷工事作業	15,700
サッシ施工工	ビル用サッシ施工作業	15,700
ウエルポイント施工	ウエルポイント工事作業	15,700
塗装	壁装作業	15,700
	建築塗装作業	15,700
	金属塗装作業	15,700
	鋼橋塗装作業	15,700
	噴霧塗装作業	15,700
工業包装	工業包装作業	15,700

- イ 実施期日
実技試験は、平成17年4月1日(金) から平成18年3月31日(金)までの間に於いて、佐賀県職業能力開発協会が別に指定する日に行います。
- ウ 実施場所
実技試験の実施場所は、別途佐賀県職業能力開発協会から通知します。
- エ 問題の公表
実技試験問題は、あらかじめ受験申請者に公表します。ただし、一部の検定職種については、問題の全部又は一部を公表しません。

(2) 学科試験

- ア 手数料 3,100円
- イ 実施期日
学科試験は、平成17年4月1日(金) から平成18年3月31日(金)までの間に於いて、佐賀県職業能力開発協会が別に指定する日に行います。
- ウ 実施場所
学科試験の実施場所は、別途佐賀県職業能力開発協会から通知します。
- 4 受験申請の手続
- (1) 提出書類
- ア 技能検定受験申請書 (以下「申請書」という。)
- イ 実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、その資格を証する書類
- (2) 提出先
佐賀県職業能力開発協会
郵便番号814-0814 佐賀市成章町1番15号 電話0952-24-6408
- (3) 受付期間
原則として、試験日の30日前まで
- (4) 受験申請に関する注意
- ア 申請書の用紙は、佐賀県職業能力開発協会が配布します。
- なお、申請書の用紙の郵送を求める場合は、封筒の表に「技能検定受験申請書在中」と朱書きし、返信用封筒(あて先を記入し、90円切手をはったもの)を同封してください。
- イ 申請書を郵送する場合は、書留郵便とし、封筒の表に「技能検定受験申請書在中」と朱書きしてください。
- なお、試験の免除を受けようとするときは、その資格を証する書面を同封してください。
- 5 手数料の納付方法
実技試験の手数料及び学科試験の手数料は、現金で申請書に添えて納付し

<p>てください。ただし、実技試験又は学科試験が免除される場合は、当該試験に係る手数料の納付を要しません。</p> <p>なお、受験申請を受け付けただ後は、申請を取り消した場合又は試験を受けなかった場合でも手数料は返還しません。</p> <p>6 合格の発表等</p> <p>(1) 合格通知</p> <p>技能検定合格者については、県からその旨を通知し、実技試験又は学科試験のいずれか一方のみに合格した者については、佐賀県職業能力開発協会から書面でその旨を通知します。</p> <p>(2) 技能検定合格証書の交付</p> <p>3級、基礎1級及び基礎2級の技能検定の合格者には、知事から合格証書が交付されます。</p> <p>7 その他</p> <p>随時技能検定は、外国人の技能実習制度に係る研修成果の評価及び習得技能等の認定に活用するものです。</p> <p>なお、不明な点は、佐賀県農林水産商工本部労働課（郵便番号840-8570 佐賀市内一丁目1番59号 電話0952-25-7101）又は佐賀県職業能力開発協会（郵便番号840-0814 佐賀市成章町1番15号 電話0952-24-6408）に問い合わせてください。</p> <p>建築士法（昭和25年法律第202号）第13条の規定により、平成17年二級建築士試験及び木造建築士試験を次のとおり行います。</p> <p>なお、試験の実施に関する事務は、同法第15条の17第1項の規定により指定した財団法人建築技術教育普及センターが行います。</p> <p>平成17年3月1日</p> <p>佐賀県知事 古 川 康</p> <p>1 二級建築士試験の期日及び時間</p>	<p>(1) 学科の試験</p> <p>平成17年7月3日（日曜日）午前10時から午後5時10分まで</p> <p>(2) 設計製図の試験</p> <p>平成17年9月25日（日曜日）午前11時30分から午後4時まで</p> <p>2 木造建築士試験の期日及び時間</p> <p>(1) 学科の試験</p> <p>平成17年7月24日（日曜日）午前10時から午後5時10分まで</p> <p>(2) 設計製図の試験</p> <p>平成17年10月9日（日曜日）午前11時30分から午後4時まで</p> <p>3 試験地（二級建築士試験及び木造建築士試験）</p> <p>佐賀市</p> <p>4 受験資格</p> <p>次の各号のいずれかに該当する者</p> <p>(1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学若しくは高等専門学校、旧大学令（大正7年勅令第388号）による大学若しくは旧専門学校令（明治36年勅令第61号）による専門学校において正規の建築に関する課程を修めて卒業した者又はこれらの学校において正規の土木に関する課程を修めて卒業した後、建築に関して1年以上の実務の経験を有する者</p> <p>(2) 学校教育法による高等学校又は旧中等学校令（昭和18年勅令第36号）による中等学校において正規の建築又は土木に関する課程を修めて卒業した後、建築に関して3年以上の実務の経験を有する者</p> <p>(3) 知事が前2号と同等以上の知識及び技能を有すると認める者</p> <p>(4) 建築に関して7年以上の実務の経験を有する者</p> <p>5 受験申込手続</p> <p>(1) インターネットにおける受験申込</p> <p>インターネットによる受験申込については、平成16年二級建築士試験又は木造建築士試験の受験申込みをした者のうち、試験の申込みに必要な個</p>
--	--

<p>人情報の使用について、あらかじめ承諾をしている者に限り行うことができる。</p> <p>ア 受験申込受付期間 平成17年 4月 1日 (金曜日) から 4月 8日 (金曜日) まで</p> <p>イ 受付時間 受付開始日の午前10時から受付最終日の午後 4時まで</p> <p>ウ 受験申込方法 財団法人建築技術教育普及センターのホームページ (http://www.jaiec.jp/) において、必要な事項を入力し申込みこと。</p> <p>(2) 受付場所における受験申込</p> <p>ア 受験申込の受付期間及び受付地</p> <p>(ア) 平成17年 4月11日 (月曜日) から 4月15日 (金曜日) まで 佐賀市</p> <p>(イ) 平成17年 4月11日 (月曜日) 及び 4月12日 (火曜日) 唐津市</p> <p>イ 受付時間 午前10時から午後 4時まで</p> <p>ウ 受験申込方法 受験申込書の受付は、原則として上記(1)の受付地に設ける受付場所に申込者本人が当該申込書を直接提出することにより行います。ただし、離島等で直接申込みができない等やむを得ない事情がある場合は、勤務先の証明書又は住民票が添付されているもの限り、郵送による申込みを認めます。郵送の場合は、必ず書留速達によることとし、申込受付最終日までの消印のあるもので、あて先を明記し所要の郵便切手をはった受験票返送用封筒が同封されたもののみ受け付けます。</p> <p>6 合格者の発表 平成17年12月 8日 (木曜日) 頃</p>	<p>なお、「学科の試験」については、平成17年 9月 6日 (火曜日) 頃に発表します。</p> <p>7 その他</p> <p>(1) 設計製図の課題は、平成17年 6月22日 (水曜日) 頃から財団法人建築技術教育普及センター支部及び社団法人佐賀県建築士会の事務所に掲示するとともに、「学科の試験」の試験場においても掲示します。</p> <p>(2) 受験に際し、身体に障害があるため特に何らかの措置を希望する者は、あらかじめ受験申込時にその旨を申し出てください。</p>
---	---